

役員(理事及び監事)候補者の選定要領

この要領は、公益財団法人日本水泳連盟(以下「本連盟」という。)の「役員候補者選考委員会規程」に基づき、本連盟の役員(理事及び監事)候補者の選考に関する事項について定める。

1. 役員選考に関する基本的な考え方

- (1) 水泳界に造詣が深く、水泳に精通し、各加盟団体との連携・協力できる者であること。
- (2) 本連盟の目的を理解し、その達成に向けて、諸会議・事業の企画・立案、財政確保に適切に対応できる者であること。
- (3) 高い倫理観を持ち、人格高潔で心身共に健康な者であること。

2. 選考方法

- (1) 候補者の選考は、本連盟理事、本連盟評議員及び有識者により構成した役員候補者選考委員会(以下「委員会」という。)で行う。
- (2) 候補者については、上記「1. 役員選考に関する基本的な考え方」に基づき、委員から推薦された者の中から委員会にて選考する。

附則

平成25年5月22日制定(役員候補者選考委員会承認)